

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

←厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

認知症高齢者グループホームにおける
防火安全体制の徹底等について

計5枚（本紙を除く）

Vol.137

平成22年3月13日

厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

〔貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(認知症対策係・内線3869)
FAX：03-3595-4010

事務連絡
平成22年3月13日

各都道府県・政令指定都市・中核市
介護保険主管部局 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底等について

本日3月13日未明、北海道札幌市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、7名の入居者が死亡し、2名の入居者等が負傷するという痛ましい事故が発生しました。

平成18年1月の長崎県大村市認知症高齢者グループホーム火災をふまえ、平成18年1月10日付け雇児総発第0110001号、社援基発第0110001号・障企発第0110001号・老計発第110001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長通知「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」により、防火安全体制の徹底等をお願いしてきたところですが、多数の人的被害を伴う火災が発生したことは誠に遺憾です。

あらためて認知症高齢者グループホームにおいて、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保する等、防火安全対策に万全を期すよう、管内市町村及び介護保険事業所等への周知徹底をお願いいたします。

なお、本日付け消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに、「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」の通知（別添）が発出されておりますので、貴部局におかれでは、消防庁主管部局と連携をとりつつ、認知症高齢者グループホームにおける防火対策の更なる徹底が図られますようお願いいたします。

消防予第130号
平成22年3月13日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について

本日未明に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホームの火災(別紙1参照)において死者7人、負傷者2人の人的被害が発生しました。

平成18年1月の長崎県大村市認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、社会福祉施設等について消防法令の改正を含めた防火対策の強化を図っている中で、昨年3月の群馬県渋川市未届有料老人ホーム火災に続いて、多数の人的被害を伴う火災が発生したことは誠に遺憾です。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、類似の火災の発生を防止するために、認知症高齢者グループホーム等の利用者の入所を伴う社会福祉施設等に対し、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防法施行令改正に係る指導

消防法施行令別表第一(6)項目に掲げる防火対象物にあっては、平成21年4月1日から防火管理者の選任、消防用設備等の設置に係る基準が強化されていることを踏まえ、経過措置期間中のものにあっても消防用設備等の早期の設置を促進すること。

2 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の消防安全上の不備事項がある施設等に対しては、重点的に改善指導を図るとともに、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

3 夜間における応急体制の確保

火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保及び特に自力避難困難な者が入所している施設等においてその入所者の人数に応じて適切に避難誘導を行うことができる体制の確保を図る観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。この場合において、特に小規模社会福祉施設等にあっては、全国消防長会がとりまとめた「小規模社会福祉施設等における避難訓練等指導マニュアル」（平成21年10月27日付け全消発第338号）を参考とすることが有効であると考えられること。

4 火災予防対策の推進

以下の点に留意し、出火防止、避難管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

- (1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。
- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (4) 寝具・布張り家具（ソファー等）に防炎性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

担当

消防庁予防課設備係 塩谷、浅海

消防庁予防課企画調整係 村井、篠木

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

札幌市グループホーム火災概要（第6報）

消 防 厅

平成22年3月13日

13時00分現在

1 発生日時等

発生時刻：平成22年3月13日調査中

覚知時刻：平成22年3月13日2時25分

鎮圧時刻：平成22年3月13日4時04分

鎮火時刻：平成22年3月13日6時03分

2 発生場所

住 所：札幌市北区屯田4条2丁目6番4号

建物名称：グループホームみらいとんでん

用 途：令別表第一（6）項口（認知症高齢者グループホーム）

3 建物概要

構 造：木造

階 数：2階建て

延べ面積：248.43m²

4 死傷者等

（1）人的被害

死者 7名（男性3名、女性4名、すべて入所者）※1階で5名、2階で2名発見。

負傷者 2名（重症：女性1名（従業員）、軽症：女性1名（入所者））

（2）建物被害

出火建物：全焼、焼損床面積約227m²

延焼建物：部分焼1棟（西隣一般住宅）、焼損表面積約24m²（外壁）

5 火災原因等

調査中

6 消防用設備等の設置状況

設置されていた消防用設備等：消火器具、誘導灯

※自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備については、平成21年4月1

日施行の改正基準（平成19年政令第179号）により設置対象となっているが、既存施設に係る経過措置期間中（平成24年3月31日まで）であり、未設置となっていたもの。

7 防火管理の状況

防火管理者：選任済み、消防計画：未届け

8 最新立入検査

平成21年5月18日実施

(指摘事項)

- ・防火管理者 未選任（→平成21年5月22日届出済み）
- ・消防計画 未届け
- ・消防用設備等の点検報告 未報告

9 消防庁の対応

3月13日（土）

3時42分：札幌市消防局から第1報受領

消防庁第一次応急体制

4時24分：札幌市消防局から第2報受領

6時14分：札幌市消防局から第3報受領

6時54分：札幌市消防局から第4報受領

8時59分：札幌市消防局から第5報受領

9時30分：消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の火災原因調査を発動し、消防庁職員5名を現地派遣

11時58分：札幌市消防局から第6報受領